

不審電話にご注意ください（平成 28 年 10 月 5 日）

1 件目：平成 28 年 9 月 28 日（水） 三宅町発生分

【事例】

9 月 28 日午前 9 時 50 分ごろ、三宅町内の後期高齢者医療保険被保険者（男性）宅に役場健康保険課の〇〇（ぼそぼそといったので聞き取れなかった）と名乗る人物から電話があった。「健康保険の制度が変わって保険料を払いすぎていたので払い戻しがあり、以前に役場から通知が届いているはずですよ。払い戻しは今日までの期限ですよ」と話があったため、被保険者が奥さんに代わって電話に出て、「役場からの払込みは自動的にされている」と答えると、「この分は自動的にできない」と言われ、どうしたらいいのかと聞くと、どこの銀行ですかと聞かれたので、「〇〇銀行〇〇支店」と答えた。

その後「暗証番号がありますね、残高が 100 万円以上あれば手数料は銀行の負担になり、なければ本人の負担になります」と言われたので不審に思い役場に行きますと言ったら、「わかりました」と言って電話を切った。

その後すぐに被保険者と妻が役場に来庁し、本件が発覚した。

【対応】

役場では後期高齢者、国民健康保険、収納のどの部署も該当する還付金なるものが発生していないことや暗証番号などを聞くようなことは絶対にしないこと、健康保険課という部署は三宅町にはないことを説明。今後も気を付けるよう助言して対応を終えた。

2 件目：平成 28 年 9 月 28 日（水） 大和郡山市発生分

【事例】

9 月 28 日、大和郡山市在住の後期高齢者医療被保険者（女性）宅へ大和郡山市役所福祉課職員を名乗る人物から電話があった。「平成 21 年から平成 25 年の 5 年間の医療費 36,400 円の払い戻しがある。4 月に黄色い封筒で通知を送付したが返送されていないので、口座番号を教えてください。」と言われた。被保険者が「市役所へ出向く。」と言ったところ、「電話で口座番号を教えてください。」と言われたので、名前を聞くと電話を切られた。

12 時 30 分ごろ市役所に被保険者から確認の電話があり、事件が発覚した。

【対応】

市役所に福祉課という課はなく、還付金もない事を説明した。

本人へは、また何か有ればご連絡くださいと案内して、対応を終えた。

3 件目：平成 28 年 9 月 29 日（木） 大和郡山市発生分

【事例】

9 月 29 日午前、大和郡山市在住の後期高齢者医療被保険者（男性）宅へ市役所職員コボリ？かコモリ？と名乗る人物から電話があった。「還付金 23,000 円が発生しているので、銀行に行ってください。」と言われたが、都合が悪いといって電話を切った。色々な報道がされているのでと被保険者の妻が市役所へ確認に来られ、事件が発覚した。

【対応】

市役所に福祉課という課はなく、還付金もない事を説明した。
本人へは、また何か有ればご連絡くださいと案内して、対応を終えた。

4 件目：平成 28 年 9 月 30 日（金） 大和郡山市発生分

【事例】

9 月 30 日午前、大和郡山市在住の後期高齢者医療被保険者（女性）宅へ市役所福祉課職員石川と名乗る人物から電話があった。「高額療養費の還付金が発生しているが、申請が出てないので振込み口座を教えてください。」と言われたので、「届けを出している金融機関に振り込んでほしい。」と言ったら、「その口座には振り込めない。今日が期限なので他の銀行の口座番号と店名を教えてください。」と言われた。被保険者は夫名義の口座を伝えようと思ったが、いったん電話を切って、確認のため市役所に連絡、事件が発覚した。

【対応】

石川という職員は後期高齢者医療の担当課にはおらず、高額療養費の口座登録も被保険者が届けを出している金融機関で登録されていた。

本人には、最近この類の電話が増えているので、一旦電話を切り、市役所の担当課、又は市民安全課に電話を入れていただくよう案内して、対応を終えた。

5 件目：平成 28 年 9 月 30 日（金） 五條市発生分

【事例】

9 月 30 日午前、五條市在住の後期高齢者医療被保険者（男性）宅 2 軒及び国民健康保険被保険者宅へ市役所保険課職員山口と名乗る人物から電話があった。いずれも「制度が変わり保険料の還付金が発生している。4 月に通知を送ったが届け出がない、今日が還付申請の締め切り日。」との内容であり、続いて「〇〇銀行の口座はあるか。あるならば、後ほど〇〇銀行本店から連絡が入る

ので、銀行と還付の手続きをしてもらいたい。」と話して電話が切れた。

各被保険者から確認のため市役所に電話が入り、事件が発覚した。

【対応】

各被保険者にはいずれも還付金は発生しておらず、保険課に山口という職員はいないことを伝えた。

本人には、もし二回目に連絡があっても口座番号も教えずに警察へ通報するように警察の電話番号を伝えるとともに、五條市からも市役所危機管理課を通じて警察へ通報した。

警察から各被保険者に確認と対応指導の連絡が入る予定となっている。

6件目：平成28年10月3日（月） 五條市発生分

【事例】

10月3日午前、五條市在住の後期高齢者医療被保険者（男性）宅へ市役所保険課職員を名乗る人物から電話があった。「保険料の還付金15,400円が発生している。3月に通知を送ったが届け出がないので連絡した。」との内容であり、被保険者が「市役所からはその都度通知等が来ているのでそのようなことはない。」と答えると、電話を切られた。

被保険者は電話の人物の口調が早く市役所の人話し方ではないと感じたため確認のため市役所に連絡し、事件が発覚した。

【対応】

被保険者に還付金は発生しておらず、保険からは連絡していないと回答。

本人には、もし二回目に連絡があっても口座番号も教えずに警察へ通報するように警察の電話番号を伝えた。

7件目：平成28年10月3日（月） 五條市発生分

【事例】

10月3日午前、五條市在住の後期高齢者医療被保険者（女性）宅へ市役所保険課職員を名乗る人物から電話があった。「保険料の還付金25,365円が発生している。支払い期限が本日となっており、午後3時までに早く手続きをしてほしい。」との内容であり、続いて「キャッシュカードを持っているか」と尋ねられ、被保険者が「娘が管理している。」と答えると、電話を切られた。

被保険者は確認のため市役所に連絡し、事件が発覚した。

【対応】

被保険者に還付金は発生しておらず、保険からは連絡していないと回答。

本人には、もし二回目に連絡があっても口座番号も教えずに警察へ通報するように警察の電話番号を伝えた。

また、相次ぐ不審電話を受けて五條署では新たに注意喚起のチラシを作成し、10月4日午前より五條市役所保険課や介護福祉課へ設置した。